

平成25事業年度

業務運営に関する計画
(年度計画)

公立大学法人埼玉県立大学

目 次

第1	はじめに	1
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1	教育	
	(1) 教育の成果	
	(2) 教育内容等	
	(3) 教育の実施体制等	
2	学生への支援	
	(1) 学習・生活支援	
	(2) 就職支援等の充実	
	(3) 障がいのある学生に対する支援	
	(4) 社会人、留学生等に対する教育支援	
3	研究	
	(1) 研究の方向性及び成果	
	(2) 研究の実施体制	
4	地域貢献、産学官連携及び国際交流	
	(1) 地域貢献	
	(2) 産学官連携の推進	
	(3) 国際交流	
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
1	運営体制の改善	
	(1) 機動的な運営体制の構築	
	(2) 戦略的な大学運営	
	(3) 地域に開かれた大学づくり	
2	教育研究組織の見直し	
3	人事の適正化	
	(1) 弾力的な人事制度の構築	
	(2) 教員評価制度の導入	
	(3) 人材の活用と確保	
4	事務等の効率化、合理化	

第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
1	外部資金その他自己収入の確保	
(1)	外部資金の獲得	
(2)	学生納付金	
(3)	その他の自己収入確保	
2	経費の抑制	
3	資産の運用管理	
4	自主財源比率の向上	
第5	自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	9
1	評価の充実	
(1)	評価の実施	
(2)	評価結果の活用	
2	情報公開の推進	
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	9
1	施設設備の整備等	
2	安全管理	
3	社会的責任	
第7	予算、収支計画及び資金計画	10
第8	短期借入金の限度額	13
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	13
第10	剰余金の使途	13
第11	公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項（第4条関係）	13

第1 はじめに

公立大学法人埼玉県立大学は、自主的・自律的で、効率的・効果的な大学運営を進め、県民から信頼され地域に貢献する埼玉県立大学の実現を目指し、中期目標・中期計画に基づき、平成25事業年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

平成25事業年度においては、以下の事項について、重点的に取り組むこととする。(以下の項目に対応した第2以下の計画本文は、下線により強調する。)

平成25事業年度における重点事項

- 共生社会に貢献できる人材を育成するために、埼玉県立大学の特色を生かした専門職の養成と「連携と統合」教育の更なる充実に向け、継続的なカリキュラムの見直しを行うとともに、実習体制、入学制度の見直しを推進する。
- 学生の修学支援充実に向けて新たな制度を創設するとともに、在学生だけでなく、卒業生への支援充実のため、後援会・同窓会組織の強化に向けた取組を行う。
- 学生の進路決定のため、すべての学生について状況を的確に把握し、それぞれの支援について組織的に行う。
- 県民から信頼され地域に貢献する大学を目指し、地域社会の課題を踏まえた連携事業を推進する。保健医療福祉の分野におけるシンクタンク機能を高め、地域社会に積極的に発信する。
- 人的資源を効率的かつ効果的に活用するため、学内の事務、教育、研究体制の見直しを実施し、戦略的な大学運営が行える体制を構築する。
- 健全な財政基盤の構築を目指し、計画的な教員配置に努めることにより人件費を抑制する。一方で、教育研究経費を厚く配分し、教育研究の質の向上を図る。
- 大学院博士後期課程の平成27年4月開設に向けて準備を進めるとともに、修士課程教育の拡充を行うなど、大学院改革を推進する。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の成果

ア 学士課程における教育

- ◆1 新カリキュラムを引き続き運用するとともに、教育成果や課題を常時検討し、次期カリキュラムの構築に向けた検討を行う。
- ◆2 看護学科において、保健師・助産師国家資格の取得を目指す編入生や平成26年度から増加する1年次入学生のための教育体制の整備や新たな実習先の確保など、受入れに必要な準備を行う。
- ◆3 実習体制、特に中核となり得る実習施設について検討するとともに、実習先との関係を強化し、実習体制における連携・協働の可能性や、就職等における連携等について検討する。

イ 修士課程における教育

- ◆4 学生への教育成果などを踏まえて、科目や時間割などの課題を大学院教務委員会で検討する。
- ◆5 専門看護師（*）教育課程を円滑に運用するとともに、日本看護系大学協議会から平成26年度に認定を受けるための準備を行う。

* 専門看護師（CNS）

特定の看護専門分野の知識および技術を深め、保健医療福祉の発展に貢献し、併せて看護学の向上を図ることを目的に、日本看護系大学協議会認定の教育機関修了者を、日本看護協会が認定する資格である。

(2) 教育内容等

ア 入学者受入方針

(ア) 学部

- ◆6 入学者選抜方法と入学後の成績及び卒業後の進路の関係について調査を実施するとともに、その結果を踏まえて推薦入学等の入学制度見直しに向けて検討を行う。
- ◆7 相関性調査を継続実施するとともに、入試科目の変更等の入試見直し案を検討する。
- ◆8 受験生の増加に向けた広報活動として、以下の取組を実施する。特に高校訪問においては、受験生の増加の観点から、相互に密接な情報交換を行うなど、高校側との人間関係の構築に努める。
 - ・ 高校訪問等 120回以上
 - ・ 高校の先生を対象とした説明会 2回以上

- ・ オープンキャンパス 3回
- ・ 大学案内、編入学パンフレットの作成
- ・ 高校出張講座の実施
- ・ 受験情報誌等への広告・情報掲載など

(イ) 研究科

- ◆ 9 学生募集の充実を図るため、県内外の実習施設等関係機関へ訪問説明や、大学が発行する大学案内などの媒体に大学院の名前を併記するなど広報を積極的に実施する。

イ 教育内容・方法の充実・改善

- ◆ 10 新カリキュラム完成年度まで、新旧カリキュラム前期・後期の履修登録状況（1～4年次生）を分析する。
- ◆ 11 看護学科臨地実習教育協議会を開催するなどして、安定した実習体制の見直しを図る。
- ◆ 12 教育改善懇談会を開催し、教育内容や方法の改善につなげる。
- ◆ 13 学生による授業評価をマークシート方式等により全学的に実施し、結果の検証を行うとともに、科目担当教員に対してフィードバックを行う。
- ◆ 14 教員相互の授業公開の実施率を高め、その効果を検証する。
- ◆ 15 ファカルティ・ディベロップメント（*）の学部研修会及び大学院研修会を、それぞれ開催するとともに、学外での研修も積極的に進めていく。
- ◆ 16 大学間連携共同教育推進事業を進めることで、多職種との連携による課題解決力の高い人材育成を行う。
- ◆ 17 文部科学省の競争的研究資金に関する情報の早期入手に努め、獲得に向けて申請を行う。
- ◆ 18 平成27年4月に大学院博士課程を設置するため、準備委員会を立ち上げて、認定申請の準備を進める。

* ファカルティ・ディベロップメント（FD）

大学等の理念、目標、教育の内容や方法を改善するための組織的な研究や研修などの取組をいう。

ウ 学生の成績評価

- ◆ 19 各授業科目の到達目標（学習目標）と成績評価基準をシラバス（*）へ明確に記載し、到達度に応じて、学生担任の支援などを通じて卒業認定への質の担保を図る。
- ◆ 20 授業科目ごとに過去の成績分布を整理・分析し、厳正な成績評価の基礎資料を作成する。

- ◆ 2 1 教育開発センターにおいてG P A制度（＊）の導入についての検討を行う。

＊ シラバス

学生が履修科目を選択するために、科目の目標や内容、年間計画、授業の形態、使用教材、評価の方法、留意事項などを記載した計画をいう。

＊ G P A（Grade Point Average）制度

アメリカの大学において一般的に行われている学生の成績評価方法をいう。一般的な取り扱いは以下のとおり。

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A，B，C，D，E）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均（G P A，Grade Point Average）を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のG P Aが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター（1年半）連続してG P Aが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。（但し、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。）

（3）教育の実施体制等

ア 教職員の確保と教育能力の向上

- ◆ 2 2 教員配置計画を基本とし、現在の科目配分や今後の教育体制を勘案し、教員の効果的な採用を行っていく。
- ◆ 2 3 教育開発センターにおいて、新カリキュラムの評価、実習のあり方、G P A導入に向けた検討課題を軌道に乗せる。
- ◆ 2 4 全教員による効果的で適正な教育実施体制を構築するため、教員の担当授業時間数等、教員負担の状況を的確に把握し、必要な教員配置計画の見直しを行う。
- ◆ 2 5 教員評価制度などを用い、教員の大学への貢献度をより適切に評価することにより、各学科における適正かつ公平な教員負担の実現を図る。

イ 教育環境の整備

- ◆ 2 6 創出した共同利用スペースで、通常授業や新規の事業等、教育効果の観点を踏まえ、大学運営が円滑に実施できるよう施設の有効活用を図る。
- ◆ 2 7 情報センターの利用法、電子ジャーナル・データベース利用法、教員向け e-learning システム活用講習会を開催する。（年間延べ受講学生数：160人以上）

- ◆ 28 外部委託により、一部日曜開館、土曜開館時間の延長を行う。
- ◆ 29 平成26年度情報センター職員プロパー化（図書館業務全面外部委託を含む）を推進する。

2 学生への支援

(1) 学習・生活支援

- ◆ 30 アドバイザー制度及びオフィスアワー制度について、学生生活に関するアンケート結果を踏まえて、本学の実態に即した制度とするための検討を行う。
- ◆ 31 学生担任等の教員が、就職支援など学生ひとりひとりに対する支援を行う。
- ◆ 32 新たな修学支援制度を導入する。

(2) 就職支援等の充実

- ◆ 33 企業訪問（30件／年）及び、関連施設訪問（220件／年）を実施し、企業・施設側との人間関係の構築に努める。
- ◆ 34 学生担任等教員による、学生への個別面談などを通じ、学生の就職状況を組織的かつ定期的に把握する。
- ◆ 35 就職支援のために下記の取組を行う。
 - ・ 県内に就職した卒業生との交流を中心とした、就職活動スタートガイダンス実施する。（各学科・専攻1回以上）
 - ・ 学内において、県内病院・施設関係者による就職相談会を開催する（開催回数：2回以上、参加団体数：合計50団体以上）。
- ◆ 36 インターンシップ制度への参加を推奨するとともに、参加学生の体験談を学生に提供する。
- ◆ 37 国家試験対策、教員採用試験対策、公務員試験対策を実施し、合格率向上を図る。
- ◆ 38 キャリア教育を組み込んだ科目内容の評価を実施する。

(3) 障がいのある学生に対する支援

- ◆ 39 障がいのある入学希望者に対する相談会を開催するほか、他大学の受入事例を調査するなど、障がいのある学生の受入れ、支援体制を検討する。

(4) 社会人、留学生等に対する教育支援

- ◆ 40 今後の就職支援策検討の基礎資料とするため、卒業生の追跡調査を実施する。
- ◆ 41 同窓会、後援会を支援し、連携強化を図る。

3 研究

(1) 研究の方向性及び成果

ア 研究の方向性

- ◆ 4 2 自治体や関係団体等との意見交換を行い、地域のニーズにマッチした研究を実施する。

イ 研究成果の活用

- ◆ 4 3 教員の研究シーズの発掘・育成に努めるとともに、あらゆる機会を活用し、奨励研究や共同研究等の研究成果を積極的に発信する。
- ◆ 4 4 産学連携セミナーを開催するほか、産学官交流会等に出展するなど、研究成果を積極的に地域社会に発信する（セミナー開催回数：2回以上、交流会出展回数3回以上）。

(2) 研究の実施体制

ア 研究体制の整備

- ◆ 4 5 奨励研究費の配分基準を見直し、地域連携に資する研究、重点研究、外部資金獲得に向けた研究等については、重点的に研究費を配分する。また、その他の奨励研究については、評価に基づくより競争的な配分とする。
- ◆ 4 6 科学研究費助成金の間接経費を活用して共同研究備品や研究環境の充実を図る。

イ 研究資金の確保

- ◆ 4 7 平成26年度の科学研究費助成金への応募率90%以上（若手については100%）とするとともに、採択率の向上に向けた検討を行う。基盤Aや基盤Bの獲得に向けて全学を挙げて取り組む。
- ◆ 4 8 科学研究費補助金その他の競争的研究資金の応募や申請に関する研修の実施、事務補助員の配置など支援体制を構築する。
- ◆ 4 9 埼玉りそな産業経済振興財団や産業振興公社、商工団体等との連携を強化し、企業等からの受託研究・共同研究を積極的に実施する（10件以上）。

4 地域貢献、産学官連携及び国際交流

(1) 地域貢献

- ◆ 5 0 大学の教育研究資源を活用し、次の公開講座等を開催する。
 - ・ 一般県民向けの公開講座を開講する。
 - ・ 学科ごとに卒業生を対象とした講座を開講するほか、保健医療福祉従事者や卒業生を対象とした専門職講座を開催する。
 - ・ 小・中・高校生や民間企業等向けの講座を実施する（80回以上）。
- ◆ 5 1 自治体や保健医療福祉施設、団体等への講師派遣（300件以上）及び県や市町村の審議会、委員会等への教員派遣（80件以上）を行う。

- ◆ 5 2 高度・専門化する医療に対応できる専門的な技術と知識を有する看護師を養成する。

(2) 産学官連携の推進

- ◆ 5 3 産学連携コーディネータによる企業訪問および本学相談窓口での相談を実施する。(合計30件以上)。
- ◆ 5 4 教員の研究シーズの発掘・育成に努めるとともに、あらゆる機会を活用し、奨励研究や共同研究等の研究成果を積極的に発信する。(再掲)
- ◆ 5 5 埼玉りそな産業経済振興財団や産業振興公社、商工団体等との連携を強化し、企業等からの受託研究・共同研究を積極的に実施する(10件以上)。(再掲)
- ◆ 5 6 産学連携セミナーを開催するほか、産学官交流会等に出展するなど、研究成果を積極的に地域社会に発信する(セミナー開催回数：2回以上、交流会出展回数3回以上)。(再掲)

(3) 国際交流

- ◆ 5 7 学術交流協定校の拡充を図るとともに山西医科大学との新たな協定に基づく教員・大学院生の受入れに向けた体制づくりを進める。
- ◆ 5 8 海外大学との学術交流、留学生・教員の相互派遣、共同研究などを実施する。
- ◆ 5 9 留学に関する単位認定制度を実施するとともに、さらに全学的な教育研究支援体制を整備する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善

- ◆ 6 0 教員配置計画を基本とし、現在の科目配分や今後の教育体制を勘案し、効果的な教員の採用を行っていく。
- ◆ 6 1 同窓会、後援会組織の強化に向けて、新入生全員加入のための取組や同窓会事業の企画について検討・実施する。

2 教育研究組織の見直し

- ◆ 6 2 学術研究の動向や社会ニーズの変化に速やかに対応できるよう、学部、研究科、各センター等において教育研究組織のあり方を検討する。
- ◆ 6 3 大学基準協会による評価や指摘事項等を踏まえて課題を整理し、改善策を検討する。

3 人事の適正化

- ◆ 6 4 教務・学生支援など大学に特有な業務の機能を強化する観点から、計画的に法人固有職員（プロパー職員）の採用を進める。

4 事務等の効率化、合理化

- ◆ 6 5 効率的な業務運営を図るため、事務局組織を見直し、必要に応じて改正を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金その他自己収入の確保

(1) 外部資金の獲得

- ◆ 6 6 平成26年度の科学研究費助成金への応募率90%以上（若手については100%）とするとともに、採択率の向上に向けた検討を行う。基盤Aや基盤Bの獲得に向けて全学を挙げて取り組む。（再掲）

(2) 学生納付金

- ◆ 6 7 受験生の増加に向けた広報活動として、以下の取組を実施する。特に高校訪問においては、受験生の増加の観点から、相互に密接な情報交換を行うなど、高校側との人間関係の構築に努める。（再掲）
 - ・ 高校訪問等 120回以上
 - ・ 高校の先生を対象とした説明会 2回以上
 - ・ オープンキャンパス 3回
 - ・ 大学案内、編入学パンフレットの作成
 - ・ 受験情報誌等への広告・情報掲載など

(3) その他の自己収入確保

- ◆ 6 8 大学ホームページへのバナー広告を募集し、更なる契約を獲得する。

2 経費の抑制

- ◆ 6 9 設備維持管理等の契約期間の複数年化、契約の集約化、契約方法の見直し、及び事務処理方法の見直し、外部委託などの業務改善を通じて経費の節減を図る。

3 資産の運用管理

- ◆ 7 0 予算、資金（収支）計画を作成し、予算を適正に執行する。

4 自主財源比率の向上

- ◆ 7 1 学生納付金及び財産貸付料の確保、受託事業・研究の推進、資産の運用管理を総合的に進め、平成25年度決算における自主財源比率を40.98%以上にする。
- ◆ 7 2 教員配置計画に基づく教員採用により人件費を抑制する一方で、教育研究経費を厚く配分する。

第5 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実

- ◆ 7 3 努力課題として提言された内容について、平成27年7月末までに改善報告書を提出できるように、改善を進める。

2 情報公開の推進

- ◆ 7 4 積極的な記者発表等により、メディアへの掲載を推進するとともに、ホームページのアップデートや情報発信を適時・適切に行う。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等

- ◆ 7 5 良好な教育研究環境を維持するため、施設設備の定期的な点検を行うとともに、施設・設備改修計画に基づく工事を計画的に実施する。
 - ・ 屋上防水
 - ・ デッキテラス
 - ・ 設備工事関連
- ◆ 7 6 施設、設備の更新に当たっては、省エネルギー等へ配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化に対応しキャンパスづくりを進める。
- ◆ 7 7 創出した共同利用スペースで、通常授業や新規の事業等、教育効果の観点を踏まえ、大学運営が円滑に実施できるよう施設の有効活用を図る。(再掲)

2 安全管理

- ◆ 7 8 衛生委員会の開催や個人情報保護ガイドラインの明示など、安全衛生管理、個人情報保護の徹底に努める。

3 社会的責任

- ◆ 7 9 教育・研究活動においても、省エネルギー化、省資源化を図るなど、環境負荷の低減に継続的に取り組む。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成25年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,785
補助金等収入	27
自己収入	1,230
授業料及び入学金検定料収入	1,167
雑収入	63
受託研究等収入及び寄附金収入	33
施設整備費補助金	157
目的積立金取崩収入	294
計	3,526
支 出	
業務費	2,942
教育研究経費	763
人件費	2,179
一般管理費	398
受託研究等経費及び寄附金事業費等	29
施設整備費	157
計	3,526

2 収支計画

平成25年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,365
經常費用	3,365
業務費	2,891
教育研究経費	683
受託研究等経費	29
人件費	2,179
一般管理費	326
財務費用	2
雑損	—
減価償却費	146
臨時損失	—
収益の部	3,365
經常収益	3,071
運営費交付金	1,733
授業料収益	996
入学金収益	140
検定料収益	31
受託研究等収益	30
寄附金収益	3
雑益	63
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	73
臨時利益	—
目的積立金取崩額	294
純利益	—
総利益	—

3 資金計画

平成25年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3, 8 2 2
業務活動による支出	2, 7 6 7
投資活動による支出	9 7 0
財務活動による支出	8 5
翌年度への繰越金	1 1 2
資金収入	3, 1 4 4
業務活動による収入	3, 0 7 5
運営費交付金による収入	1, 7 8 5
授業料及び入学金検定料による収入	1, 1 6 7
受託研究等収入	3 0
寄附金収入	3
その他の収入	9 0
投資活動による収入	6 9
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	7 9 0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項（第4条関係）

1 施設及び設備に関する計画

整備の内容	予定額	財源
・大規模な機械警備システム老朽化に伴う更新 ・屋根防水改修 ・教室、実習室等 AV 機器改修 ・中央監視設備更新 ・空調熱源のオーバーホール （吸収冷温水機、空冷ヒートポンプチラー） ・電動ブラインド、ロールスクリーン等改修	総額 189百万円	施設整備費補助金

2 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし